



生消取第449号
令和4年7月27日

公益社団法人日本通信販売協会
(JADMA)
会長 粟野 光章 様

東京都生活文化スポーツ局

消費生活部長 片岡 容子



インターネット上の広告・表示の適正化について（要望）

日頃から、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、平成21年度から、景品表示法に違反するおそれのあるインターネット上の広告の監視を継続的に実施しており、不当な広告・表示については事業者への改善指導等を行っております。

この度、令和3年度の同事業の結果について、別紙報道発表資料のとおり概要をまとめ、消費者に情報提供を行いましたので、お知らせいたします。

本件について、会員各位にご周知いただくとともに、下記により、インターネット上の広告・表示の適正化に一層御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴団体関係事業者が広告・表示を行う場合、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で表示を行うように、貴団体としてより一層、各種方策に取り組んでください。
- 2 消費者に対する責任を自覚して広告・表示を行うよう、貴団体関係事業者に対し、景品表示法や特定商取引法などの法令の遵守について、より一層の徹底を図ってください。
- 3 東京都では、添付のとおり、事業者を対象として、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の概要説明、法令違反事例の解説等を行うコンプライアンス講習会をWEB配信にて行っております。令和4年度も同様に実施する予定です。ご活用ください。

【担当】東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課 中村・市原
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階
電話 03-5388-3066

不適正な取引行為や不当表示、知らなかつたでは済まされません！

「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB配信 受講者募集

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、法律や違反事例の解説を取り入れた講習会を実施しています。昨年度からWEB配信にて実施しておりますが、好評につき、今年度は募集定員を増やしました。

1 講習内容

Aコース：特定商取引法（通信販売編）			定員400名
講 師	池本 誠司 弁護士	公益社団法人日本通信販売協会職員	
内 容	法令・違反事例、事前質問等の解説	業界団体の参考事例	
講義時間	約90分	約45分	
Bコース：特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供*編）			定員300名
講 師	松苗 弘幸 弁護士	東京都職員	
内 容	法令・違反事例、事前質問等の解説	東京都消費生活条例の解説	
講義時間	約120分	約15分	
Cコース：景品表示法			定員700名
講 師	植村 幸也 弁護士		
内 容	法令・違反事例、事前質問等の解説		
講義時間	約90分		

*エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

2 配信期間

令和3年11月8日（月）から11月29日（月）まで ※全コース共通

3 参加費 無料

4 対象者

都内の事業者でコンプライアンス向上の取組に携わる法務担当者、教育・研修担当者等

5 申込期間

令和3年9月7日（火）から9月28日（火）まで

6 申込方法

下記URLから申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



※複数コースのお申込みが可能です。ただし、**事業者単位の申込み**で、各コース**1事業者につき2名を上限**とします。（申込多数の場合、抽選。）

※お申込み時に事前質問を受け付けます。

詳しくは[こちらをご覧ください。](#)

◆ 東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
(電話) 03-5388-3072